

新型コロナウイルス感染症対策に関する 農林水産分野支援等情報

福島県農林水産部
(令和3年12月10日 更新)

【目次】

	ページ
I 全般的な情報	
① 新型コロナウイルス感染症対策に関する県相談窓口	1
② 新型コロナウイルス感染症の予防対策	2
③ 新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン（農林水産省）	2
④ 外国人材（技能実習生等）を受け入れている事業者向け情報	3
II 制度資金情報	
① 農業分野	4
② 林業分野	5
③ 水産分野	6

I 全般的な情報

I-① 新型コロナウイルス感染症対策に関する県相談窓口

《概要》

- 農業・林業・水産業それぞれに、経営相談に応じるとともに、対応可能な支援制度を紹介するための相談窓口を開設しております。
- 受付時間 8:30～17:15（土・日・休日を除く）
 （農業関係）各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）
 （林業関係）各農林事務所森林林業部（林業指導所）
 （水産関係）水産事務所
- また、農林水産省においては、食料供給情報や農林漁業者向けの情報を一元的にとりまとめ、下記HPにおいて発信しています。
 農林水産省HP（新型コロナウイルス感染症について）
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html

《問い合わせ先》

担当部署	電話番号	担当分野
県庁 農業振興課 林業振興課 水産課	024-521-7339 024-521-7432 024-521-7379	農業 林業 水産
県北農林事務所 農業振興普及部 伊達農業普及所 安達農業普及所 森林林業部	024-521-2604 024-575-3181 0243-22-1127 024-521-2632	農業 " " 林業
県中農林事務所 農業振興普及部 田村農業普及所 須賀川農業普及所 森林林業部	024-935-1301 0247-62-3113 0248-75-2180 024-935-1361	農業 " " 林業
県南農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	0248-23-1561 0247-33-2121	農業 林業
会津農林事務所 農業振興普及部 喜多方農業普及所 会津坂下農業普及所 金山普及所 森林林業部	0242-29-5300 0241-24-5741 0242-83-2116 0241-54-2801 0241-24-5731	農業 " " " 林業
南会津農林事務所 農業振興普及部 南郷普及所 森林林業部	0241-62-5644 0241-72-2243 0241-62-5371	農業 " 林業
相双農林事務所 農業振興普及部 双葉農業普及所 森林林業部 富岡林業指導所	0244-26-1146 0240-23-6473 0244-26-1171 0240-23-6084	農業 " 林業 "
いわき農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	0246-24-6154 0246-24-6191	農業 林業
水産事務所	0246-24-6171	水産

I-④ 外国人材（技能実習生等）を受け入れている事業者向け情報

《概要》

- 新型コロナウイルス感染症を受けて、在留諸申請の取扱いや技能実習に関して、出入国在留管理庁及び外国人技能実習機構がそれぞれお知らせしています。

【出入国在留管理庁】

- ・ 新型コロナウイルス感染症関連情報 (http://www.moj.go.jp/isa/covid-19_index.html)

【外国人技能実習機構】

- ・ 新型コロナウイルス感染症について (<https://www.otit.go.jp/CoV2/index.html>)

(問い合わせ先) 県庁 農業担い手課 024-521-7340・7381

II 制度資金情報

II-① 農業分野

《概要》

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げ、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 下記資金のほか、スーパーL資金、経営体育成強化資金についても、貸付当初5年間無利子化・実質無担保化などの支援策があります。詳しくは、下記HPを参照してください。

農林水産省HP（基本政策／新型コロナウイルス感染症について／新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている認定農業者、主業農業者、集落営農組織等	① (一般)1,200万円 (特認)年間経費等の12分の12以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②0.16~0.30% (当初5年間0%)	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505) 福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)
	(特例措置内容) ・貸付限度額の引上げ(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・償還期限の延長(通常は10年以内) ・実質無担保化(担保は融資対象物件に限る貸付)			
農業近代化資金	新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている認定農業者、主業農業者、集落営農組織等	①個人1,800万円 法人2億円 ②0.16~0.30% (当初5年間0%)	③15年(7年) ※資金用途により異なる。 ④実質無担保・ ※農業信用基金協会の債務保証料を当初5年間免除	各総合農協、東邦・福島・大東・第四北越(会津支店)・常陽の各銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・白河・会津・ひまわりの各信用金庫、酪農協、農林中央金庫)
	(特例措置内容) ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・実質無担保化(担保は融資対象物件に限る貸付) ・農業信用基金協会による債務保証の当初5年間保証料免除			

※ 貸付利率は、令和3年11月18日現在(利率は貸付時期により変動します)

(問い合わせ先)

県庁 農業経済課

024-521-7349

各農林事務所農業振興普及部(農業普及所) (I-①記載の連絡先を参照)

Ⅱ-② 林業分野

《概要》

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げ、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 下記資金のほか、民間資金についても、貸付当初5年間保証料免除などの支援策があります。詳しくは、下記HPを参照してください。

農林水産省HP（新型コロナウイルス感染症について／農林漁業者の皆様へ／資金繰りが困難な農林漁業者の皆様へ）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html#c02

資金名	対象となる林業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある林業者	① (一般)1,200万円 (特認)年間経営費等の12分の12以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②0.16～0.30% (当初10年間0%)	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505) 福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)
	(特例措置内容) ・貸付限度額の引上げ(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) ・利子助成による融資当初10年間の実質無利子 ・償還期限の延長(通常は10年以内) ・実質無担保化(担保は融資対象物件に限る貸付)			

※ 貸付利率は、令和3年11月18日現在（利率は貸付時期により変動します）

<p>(問い合わせ先) 県庁 林業振興課 024-521-7426 各農林事務所森林林業部(林業指導所) (I-①記載の連絡先を参照)</p>

Ⅱ-③ 水産分野

《概要》

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げ、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 下記資金のほか、民間資金についても、貸付当初5年間保証料免除などの支援策があります。詳しくは、下記HPを参照してください。

農林水産省HP（新型コロナウイルス感染症について／農林漁業者の皆様へ／資金繰りが困難な農林漁業者の皆様）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html#c02

資金名	対象となる漁業者等	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関																								
農林漁業セーフティネット資金	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある漁業者	① (一般)1,200万円 (特認)年間経営費等の12分の12以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②0.16~0.30% (当初5年間0%)	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505) 福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)																								
		(特例措置内容) ・貸付限度額の引上げ(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子(融資額3,000万円まで) ・償還期限の延長(通常は10年以内) ・実質無担保化(担保は融資対象物件に限る貸付)																										
漁業近代化資金のうち5号資金(種苗・育成費)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>(① 限度額)</th> <th>(②利率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁船漁業者(20t未満)</td> <td>9千万円</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>漁船漁業者(20t以上)</td> <td>3億6千万円</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>養殖業者(個人)</td> <td>9千万円</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>養殖業者(法人)</td> <td>3億6千万円</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>水産加工業者</td> <td>9千万円</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>複合経営</td> <td>3億6千万円</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>漁協等</td> <td>12億円</td> <td>0.30%</td> </tr> </tbody> </table>	貸付対象	(① 限度額)	(②利率)	漁船漁業者(20t未満)	9千万円	0.30%	漁船漁業者(20t以上)	3億6千万円	0.35%	養殖業者(個人)	9千万円	0.30%	養殖業者(法人)	3億6千万円	0.30%	水産加工業者	9千万円	0.30%	複合経営	3億6千万円	0.30%	漁協等	12億円	0.30%	③ 5年以内(うち据置期間2年以内) ※ぶり、ほたてがい及び真珠貝の養殖又は増殖に係るものは据置期間3年	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県信用漁業協同組合連合会 電話 0246-29-2331 ・農林中央金庫福島支店 電話 024-552-5600
		貸付対象	(① 限度額)	(②利率)																								
漁船漁業者(20t未満)	9千万円	0.30%																										
漁船漁業者(20t以上)	3億6千万円	0.35%																										
養殖業者(個人)	9千万円	0.30%																										
養殖業者(法人)	3億6千万円	0.30%																										
水産加工業者	9千万円	0.30%																										
複合経営	3億6千万円	0.30%																										
漁協等	12億円	0.30%																										
(特例措置内容) 5号資金(種苗・育成費)を対象として、 ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・実質無担保化(担保は融資対象物件に限る貸付) ・保証料当初5年間免除																												

※ 貸付利率は、農林漁業セーフティネット資金が令和3年11月18日現在(利率は貸付時期により変動)、漁業近代化資金が令和3年10月18日現在(利率は貸付時期により変動)。

(問い合わせ先)

県庁水産課 024-521-7379 又は 水産事務所 0246-24-6171